

様

年度京都市強度行動障害者支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度京都市強度行動障害者  
支援事業補助金について、下記のとおり通知します。

記

1 交付の可否 交付 不交付（理由 ）

2 交付予定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

- (1) 本補助金は、京都市強度行動障害者支援事業補助金交付要綱に定める費用以外に支出してはなりません。
- (2) 補助金の交付を受けた場合は、事業の収支に係る帳票やその他の事業に係る諸記録を整備し、当該経費の経理状況を明らかにしておくこと。
- (3) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を求めることがあります。

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。